

## 3月は自殺対策強化月間です

ひとりで  
悩まないで

まずは相談してみませんか？

3月は進学・就職などで生活環境が大きく変わる時期です。環境の変化は悩みを大きくします。ひとりで抱え込まないで相談窓口を利用してみましょう。



## 電話相談

**広島県こころの悩み相談** ☎080-1577-4774  
月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時  
**こころの電話** ☎080-8230-6037  
水・土曜日 9時～12時、13時～16時30分  
**思春期こころの電話相談** ☎082-256-0007  
月～金曜日 10時～16時 ㊟未成年の人とその家族など  
**広島いのちの電話** ☎082-221-4343  
24時間365日  
**広島県自殺予防いのちの電話** ☎0120-375-568  
毎月20日 8時～20時



## LINE相談



**広島県こころのLINE相談**  
火・木・土・日曜日 17時～22時



## 対面相談

**府中市こころの健康相談**  
保健師による健康相談  
㊟健康推進課(☎47-1310)、  
上下支所地域共生係(☎62-2231)



㊟健康推進課(リ・フレ内・☎47-1310)

目指せ！  
防災の達人！

㊟福山地区消防組合  
府中消防署  
(☎43-7183)



## その建物の使い方、消防法上は大丈夫？

既存の建物を使用して事業を始める場合など、以前と違う使い方をすることで、知らない間に消防法違反となる場合があります。

## 実際にあった消防法違反の例

Aさんは、以前は事務所として使用していたビル3階の空テナントで飲食店を開業しました。その際、Aさんを含む建物関係者は消防署に事前相談していませんでした。

その後、消防の定期検査の際に、法令上必要な「自動火災報知設備」が未設置であることが判明したため、ビルのオーナーに消防法違反であると、通知しました。



## 事前相談を忘れずに

不特定多数の人が利用する用途での建物使用は、消防法の規制が厳しくなるため、新たな消防用設備の設置義務が発生する場合があります。計画を立てられている人は、まず消防署に相談してください。